

令和7年7月吉日

患者様各位

院内トリアージ実施料に関する掲示

当院では、令和7年8月1日より、夜間、休日または深夜において、受診された初診の患者様（救急車等により緊急に搬送された方を除く）に対して、医師または看護師が来院後、速やかに緊急性について判断した場合、「院内トリアージ実施料：300点」を算定させていただき、患者様の状態から緊急度区分に応じて、診療の優先順位付けを行います。

来院順に診察する体制とは異なり、緊急度の高い方を優先的に診療するため、後から来院された患者様を先に診察する場合があります、順番が前後いたします。

御理解・御協力の程、よろしくお願いいたします。

医療法人社団隆靖会 墨田中央病院